

第1回 社会保障審議会 生活保護基準部会
最高裁判決への対応に関する専門委員会
令和7年8月13日

参考資料3

生活保護制度の概要等について

目次

1	生活保護制度の概要	・・・	P 2
2	最低生活費について	・・・	P 5
3	生活保護受給の状況について	・・・	P 15

生活保護制度の概要

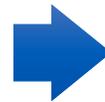
○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



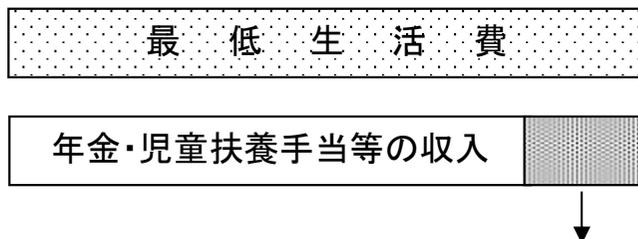
◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定。

自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援
- ・被保護者就労支援事業（法第55条の7）、被保護者就労準備支援事業（予算事業）、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークと連携したチーム支援）、その他自立支援プログラムを実施

◎ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。（生活保護法第8条第2項）

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 10月から4月までのうち、地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間冬季加算を支給。 特定の世帯には加算がある（障害者加算等）。
アパート等の家賃等	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費等	教育扶助	定められた基準額（一部、定められた範囲内で実費）を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	定められた範囲内で実費（高等学校等に就学するための費用の一部は定められた基準額）を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組み。就労収入額に比例して控除額が増加。

◎ 生活扶助額の例 (令和7年4月1日現在)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	164,860円	145,870円
高齢者単身世帯(68歳)	77,980円	68,450円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	122,460円	108,720円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	196,220円	174,800円

※ 児童養育加算、母子加算、
冬季加算(VI区の5/12)を含む。

(注)上記以外に、その世帯の状況や必要な事情に応じて、「障害者加算」などの各種加算や「住宅扶助費(家賃)」や「教育扶助費(教育費)」が現金給付されるとともに、「医療扶助費(医療費)」や「介護扶助費(介護費)」が現物給付される。

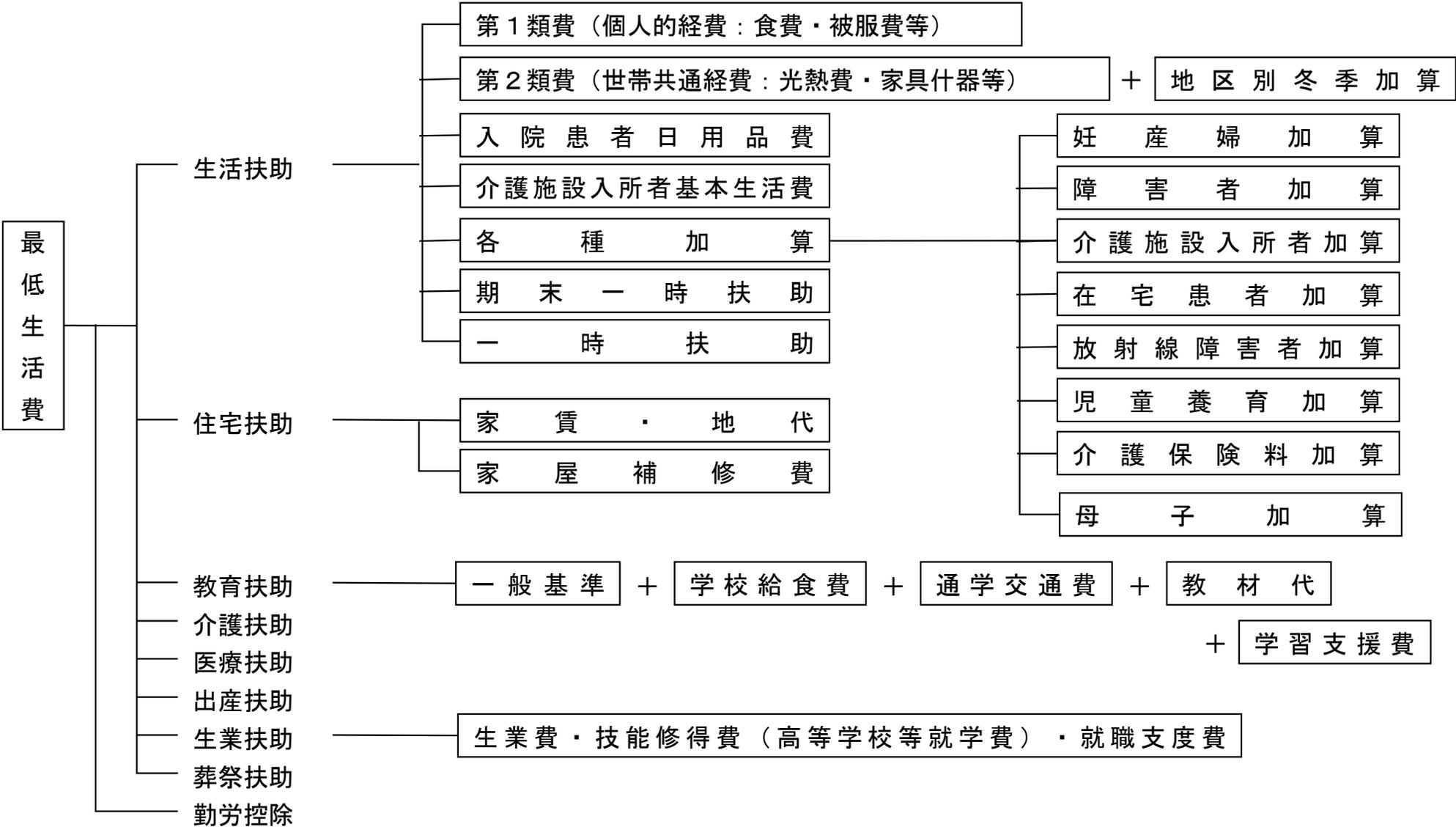
◎ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(保護の実施機関)が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



○各種扶助・加算の概要（令和7年4月時点）

（月額）

種類		概要	令和7年4月基準額（1級地－1の場合）	
生活扶助	第1類費	基本的な日常生活費のうち、食費や被服費など個人単位でかかる経費を補填するものとして支給	年齢別に設定（世帯人員別に通減率を設定）	
	第2類費	基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定	
	冬季加算	冬季において増加する暖房費等の経費を補填するものとして、10月から4月のうち地域に応じて5ヶ月から7ヶ月間支給	世帯人員別、地区別に設定 VI区（東京都など）の3人世帯の場合：4,240円	
	入院患者日用品費	病院等に入院している被保護者に対し、身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給	2万3,110円以内	
	介護施設入所者基本生活費	介護施設に入所している被保護者に対し、利用者が施設に支払う身の回り品等の必需的な日常生活費を補填するものとして支給（例、歯ブラシ、下着、寝衣等）	9,880円以内	
	特例加算	令和5～6年度の臨時的・特例的措置として、基準生活費に加算	世帯人員一人につき1,000円	
	加算	妊産婦加算	妊産婦（妊娠中及び産後6か月以内）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等の経費を補填するものとして支給	妊娠6か月未満の場合：9,130円 妊娠6か月以上の場合：1万3,790円 産後の場合：8,480円
		母子加算	ひとり親世帯のかかりまし経費（ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる費用）を補填するものとして、ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対し支給	子ども1人の場合：1万8,800円 ※一定の要件を見たす場合は経過的加算を加える。
		障害者加算	障害者である被保護者に対し、追加的に必要となる居住環境の改善のための費用や点字新聞などの雑費等の経費を補填するものとして支給	身体障害者障害等級1・2級の場合：2万6,810円 3級の場合：1万7,870円
		介護施設入所者加算	介護施設に入所している被保護者に対し、理美容品等の裁量的経費を補填するものとして支給（例、タバコ等嗜好品、教養娯楽費等）	9,880円以内
		在宅患者加算	在宅で療養に専念している患者（結核又は3ヶ月以上の治療を要するもの）である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	1万3,270円
		放射線障害者加算	放射能による負傷、疾病の患者である被保護者に対し、追加的に必要となる栄養補給等のための経費を補填するものとして支給	現患者の場合：4万6,760円 元患者の場合：2万3,380円
		児童養育加算	児童の養育者である被保護者に対し、子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして支給	18歳までの子ども1人につき1万190円 ※一定の要件を満たす場合は経過的加算を加える。
		介護保険料加算	介護保険の第1号被保険者である被保護者に対し、納付すべき介護保険料に相当する経費を補填するものとして支給	実費
期末一時扶助	年末において増加する食費や雑費等の経費を補填するものとして支給	世帯人員別に設定 1人世帯の場合：1万4,160円		
一時扶助	保護開始、出生、入学時などの際に、被服費や家具什器等の物資がなく、緊急やむを得ない場合に必要経費を補填するものとして支給	費目毎に設定 （被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他）		

種 類		概 要	令和7年4月基準額(1級地-1の場合)
住宅扶助	家賃、間代等	借家借間に居住する被保護者に対し、家賃等や転居時の敷金、契約更新料などを補填するものとして支給	実費(地域に応じて上限額を設定) 家賃等の額(月額)※東京23区の場合:5万3,700円以内(単身世帯) 6万9,800円以内(3人世帯)
	住宅維持費	居住する家屋の補修や、畳、建具等の従属物の修理、豪雪地帯においては雪囲い、雪下ろし等に必要経費を補填するものとして、必要を要すると認定された場合にのみ支給 (補修規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度)	年額13万5000円以内
教育扶助		小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の就学援助制度から支給)	基 準 額:小学校等3,400円、中学校等5,300円 教材代、学校給食費、交通費:実費 学習支援費(クラブ活動費) :実費(小学校等上限額 1万6,400円以内、 中学校等上限額 5万9,800円以内)
介護扶助		介護保険サービスの利用にかかる経費を補填するものとして支給	原則現物給付
医療扶助		病院等における医療サービスの利用にかかる経費を補填するもの	原則現物給付
出産扶助		出産に伴い必要となる分娩料や検査、室料などの経費を補填するものとして支給	実費(上限額31万8,000円以内)
生業扶助	生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代の経費を補填するものとして支給	実費(上限額4万7,000円以内)
	技能修得費	技能修得費	実費(上限額9万円以内) (※ 以下の場合には38万円以内で実費) ・生計維持に役立つ生業に就くため専修学校等で技能を修得し、自立助長に資することが確実に見込まれる場合 ・免許取得が雇用条件である等確実に就労に必要な場合に限り、自動車運転免許を修得する場合 ・雇用保険の教育訓練給付金の対象となる厚労大臣が指定する講座を受講し、自立助長に効果的と認められる場合(原則講座修了によって自立助長に効果的な公的資格が得られるものに限る)
		高等学校等就学費	高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給 (※ 修学旅行代は文部科学省の高校生等奨学給付金の活用やアルバイトなどにより負担。)
	就職支度費	就職が確定した者に対し、就職のために直接必要となる洋服代、履物等の購入経費、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費を補填するものとして、必要な場合に支給。	3万4,000円以内

種類		概要	令和7年4月基準額(1級地-1の場合)
葬祭扶助		葬祭に伴い必要となる葬祭料や読経料などの経費を補填するものとして支給	大人の場合:実費(上限額21万9,000円以内) 小人の場合:実費(上限額17万5,200円以内)
勤労控除	基礎控除	就労に伴い経常的に生じる就労関連経費を補填するとともに、就労意欲の助長を促進するため、就労収入の一部を手元に残すもの	就労収入額に応じて設定(全額控除額15,000円)
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した者に対し、新たに就労に就いたことに伴う就労関連経費を補填するもの	1万2,600円
	20歳未満控除	就労している20歳未満の者に対し、就労意欲を促し世帯の自立助長を図るため、就労収入の一部を手元に残すもの	1万1,600円

※眼鏡等の治療材料についても給付対象。給付の際には、医師に当該治療材料の必要性を確認するとともに、見積書を徴収し費用の妥当性を検証することとしている。

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法(令和7年4月)

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
3~5	44,580	43,240	41,460	39,680	39,230	37,000
6~11	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
12~17	49,270	47,790	45,820	43,850	43,360	40,900
18~19	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
20~40	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
41~59	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
60~64	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
65~69	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
70~74	46,460	45,060	43,200	41,350	40,880	38,560
75~	39,890	38,690	37,100	35,500	35,100	33,110

通減率					
1人	2人	3人	4人	5人	6人
1.0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900	0.5800

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180	49,180

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。
札幌市の例: 4人世帯の場合は月額22,270円(10月~翌4月)

生活扶助基準(第1類+第2類)

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯員に応じた通減率を乗じ、世帯員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準(第1類+第2類)
+ 特例加算(1人当たり月額1,000) + 生活扶助本体における経過的加算【A】

加算額【B】			
	1級地	2級地	3級地
障害者			
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	18,800	17,400	16,100
児童2人の場合	23,600	21,800	20,200
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700	2,500
児童を養育する場合	10,190(児童1人につき)		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
- ② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
- ③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
- ④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
- ⑤ 障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算(別表)がある。

住宅扶助基準【C】			
実際に支払っている家賃・地代	1級地	2級地	3級地
	53,700	45,000	40,900

※ 東京都の例(単身の場合)。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】			
	小学生	中学生	高校生
基準額	3,400	5,300	7,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金(高校生の場合)などの実費が計上される。

介護扶助基準【E】
居宅介護等にかかった介護費の平均月額

医療扶助基準【F】
診療等にかかった医療費の平均月額

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

(別表)

(1)生活扶助本体に係る経過的加算

(単位:円/月額)

年齢	単身世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	0	0	0	0	0	0
3~5	0	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0
12~17	0	0	0	0	0	0
18~19	1,330	0	0	910	0	0
20~40	700	0	0	910	0	0
41~59	1,520	0	0	910	0	0
60~64	1,160	0	0	910	0	0
65~69	1,630	0	0	0	0	0
70~74	0	0	0	0	0	0
75~	3,220	1,340	0	1,180	0	0

2人世帯					
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
550	0	0	990	0	0
550	0	0	990	0	0
0	0	0	350	0	0
0	0	0	0	0	0
890	50	0	1,380	0	0
890	50	0	1,380	0	0
890	50	0	1,380	0	0
890	50	0	1,380	0	0
0	0	0	90	0	0
0	0	0	90	0	0
1,460	610	320	1,710	0	450

年齢	3人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	0	0	0	0	0	0
3~5	0	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0
12~17	530	0	0	0	0	0
18~19	2,290	950	0	0	0	0
20~40	670	0	0	0	0	0
41~59	0	0	0	0	0	0
60~64	0	0	0	0	0	0
65~69	0	0	0	0	0	0
70~74	0	0	0	0	0	0
75~	390	0	0	0	0	0

4人世帯					
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
980	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,230	1,050	190	0	0	0
3,770	2,550	1,630	720	0	0
2,240	1,090	240	0	0	0
470	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
320	0	0	0	0	0

年齢	5人世帯					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0~2	2,340	1,840	1,220	0	0	0
3~5	250	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0
12~17	3,810	2,720	1,910	1,120	0	0
18~19	5,190	4,060	3,200	2,350	650	70
20~40	3,730	2,680	1,880	1,090	0	0
41~59	2,060	1,070	340	0	0	0
60~64	960	110	0	10	0	0
65~69	1,230	380	0	0	0	0
70~74	0	0	0	0	0	0
75~	1,630	810	0	0	0	0

(2)「母子世帯等」に係る経過的加算

○ 3人以上の世帯であって、児童が1人のみの場合

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯						
0歳以上5歳までの場合	3,330	3,330	0	0	0	0
6歳以上11歳までの場合	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
4人世帯						
0歳以上2歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
5人世帯以上						
0歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

※このほか児童が入院している等の一定の要件を満たす場合にも、別途加算される。

(3)「児童を養育する場合」に係る経過的加算

3人以下の世帯であって、3歳未満の児童が入院している等の場合	4,330(児童1人につき)
4人以上の世帯であって、3歳未満の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)
第3子以降の「3歳から小学生修了前」の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

①世帯構成に合わせて、世帯員の該当する年齢別・級地別の加算額を加える。

②世帯構成には、入院患者、施設入所者は世帯人員数に含めない上で、加算もしない。

○最低生活保障水準の具体的事例（令和7年4月）

1. 3人世帯（夫婦子1人世帯）【33歳、29歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	164,860	160,400	156,250	152,090	151,050	145,870
住宅扶助（上限額）	69,800	53,000	47,000	46,000	43,000	42,000
合計	234,660	213,400	203,250	198,090	194,050	187,870

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	77,980	74,950	73,090	71,240	70,770	68,450
住宅扶助（上限額）	53,700	41,000	36,000	35,000	33,000	32,000
合計	131,680	115,950	109,090	106,240	103,770	100,450

3. 高齢者夫婦世帯【68歳、65歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	122,460	120,030	116,790	113,750	112,760	108,720
住宅扶助（上限額）	64,000	49,000	43,000	42,000	40,000	38,000
合計	186,460	169,030	159,790	155,750	152,760	146,720

4. 母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生活扶助	196,220	192,480	186,600	182,520	179,900	174,800
住宅扶助（上限額）	69,800	53,000	47,000	46,000	43,000	42,000
合計	266,020	245,480	233,600	228,520	222,900	216,800

※ 住宅扶助の額は、1級地－1：東京都区部、1級地－2：千葉市、2級地－1：長崎市、2級地－2：尾道市、3級地－1：天理市、3級地－2：さぬき市とした場合の上限額の例である。

※ 令和7年4月現在の生活保護基準により計算。

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算（Ⅵ区の5/12）を含む。

級地制度の概要

級地制度の目的

- 生活保護法第8条2項に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差がみられる実態を踏まえ、最低限度の生活を保障する観点から、生活保護基準に地域差を設けているもの。

(生活保護法)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

現行の級地間較差

- 現行の級地は、「**1級地-1**」から「**3級地-2**」までの**6区分**。
- 平成25年の見直し前までは級地間の較差を均等にしていたが、平成25年の見直しから、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、より消費実態に合わせて級地間の較差を設定。
- 平成30年10月の見直しにおいて、第1類費（個人的経費に相当する部分）と第2類費（世帯共通経費に相当する部分）別に各級地間の較差を設けることとした。
- 令和5年10月の見直しにおいて、第2類費に級地間の較差を設けないこととした。

生活扶助基準(本体)の級地間較差		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
～平成25年7月(平成25年8月からの見直し前)		100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5
平成27年4月～(平成25年8月からの見直し(※1)終了後)		100.0	95.7	90.4	88.3	84.4	80.8
平成30年10月～(※2)	第1類費	100.0	97.2	91.7	91.7	86.2	82.6
	第2類費	100.0	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1
令和5年10月～	第1類費	100	97	93	89	88	83
	第2類費	100	100	100	100	100	100

※1 平成25年8月から平成27年4月まで3段階に分けて見直しを実施。 ※2 平成30年10月から令和2年10月まで3段階に分けて見直しを実施。

現行の級地指定(昭和62年度～)

- 現行の級地の指定は、各市町村の1人当たり消費支出(回帰分析による理論値)等を勘案して、市町村ごとに級地を指定。

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
市町村の例 ※ 東京都区部は1市として計上		東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	秋田市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 丹波篠山市 宇和島市
市町村数 (令和3年4月1日現在)	1,719 (100.0%)	58 (3.4%)	49 (2.9%)	121 (7.0%)	79 (4.6%)	557 (32.4%)	855 (49.7%)
被保護世帯数 (令和3年7月末日現在)	1,617,578 (100.0%)	643,440 (39.8%)	279,852 (17.3%)	322,031 (19.9%)	65,791 (4.1%)	206,536 (12.8%)	99,928 (6.2%)

※ 級地区分について、令和3・4年度において、生活保護基準部会における検証及び生活保護制度に関する国と地方の実務者協議における検討等を行ったが、級地区分の指定を変更すべき積極的な根拠が得られなかったことから指定の見直しは行っていない。

生活扶助基準の改定方式の変遷

① マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

② エンゲル方式(昭和36年～39年)

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

③ 格差縮小方式(昭和40年～58年)

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

④ 水準均衡方式(昭和59年～現在)

一般国民生活における消費水準との比較において、相対的なものとして水準を設定する方式。

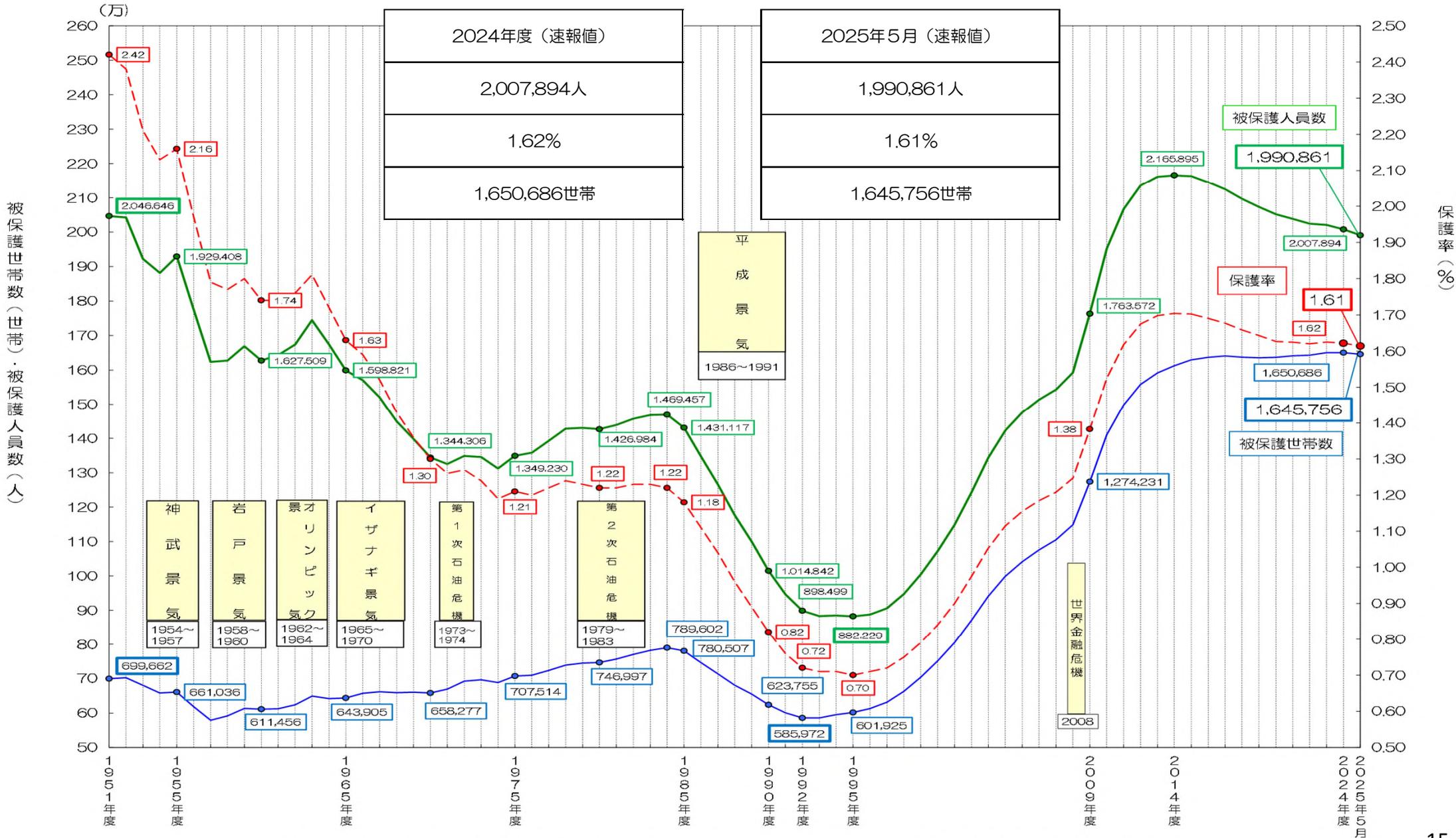
生活扶助基準の改定状況

実施年月日	標準世帯基準額 (1級地)	生活扶助基準の考え方			近年の定期的検証
		標準世帯(モデル世帯)	改定方式	基準額体系 級地	
昭和 21. 3.13	199.80				
昭和 21. 4.1	252				
昭和 21. 7.1	303	標準生計費方式	標準 5人世帯	6地域区分制 21.7.1	
昭和 21.11.1	456				
昭和 22. 3.1	630				
昭和 22. 7.1	912				
昭和 22. 8.1	1,326				
昭和 22.11.1	1,500				
昭和 23. 8.1	4,100				
昭和 23.11.1	4,535				
昭和 24. 5.1	5,200	マークット バスケット方式	標準 5人世帯	3地域区分制	
昭和 26. 5.1	5,826				
昭和 27. 5.1	7,200				
昭和 28. 7.1	8,000				
昭和 32. 4.1	8,850				
昭和 34. 4.1	9,346				
昭和 35. 4.1	9,621				
昭和 36. 4.1	10,344				
昭和 37. 4.1	12,213				
昭和 38. 4.1	14,289				
昭和 39. 4.1	16,147				
昭和 39. 4.1	18,204				
昭和 41. 4.1	20,662				
昭和 42. 4.1	23,451				
昭和 43. 4.1	26,500				
昭和 44. 4.1	29,945				
昭和 45. 4.1	34,137				
昭和 46. 4.1	38,916				
昭和 47. 4.1	44,364				
昭和 48. 4.1	50,575				
昭和 49. 4.1	60,690				
昭和 50. 4.1	74,952				
昭和 51. 4.1	84,321				
昭和 52. 4.1	95,114				
昭和 53. 4.1	105,577				
昭和 54. 4.1	114,340				
昭和 55. 4.1	124,173				
昭和 56. 4.1	134,976				
昭和 57. 4.1	143,345				
昭和 58. 4.1	148,649				
昭和 59. 4.1	152,960				
昭和 60. 4.1	157,396				
平成 61. 4.1	126,977				
平成 62. 4.1	129,136				
平成 63. 4.1	130,944				
平成 64. 4.1	136,444				
平成 65. 4.1	140,674				
平成 66. 4.1	145,457				
平成 67. 4.1	149,966				
平成 68. 4.1	153,265				
平成 69. 4.1	155,717				
平成 70. 4.1	157,274				
平成 71. 4.1	158,375				
平成 72. 4.1	161,859				
平成 73. 4.1	163,316				
平成 74. 4.1	163,806				
平成 75. 4.1	163,970				
平成 76. 4.1	163,970				
平成 77. 4.1	163,970				
平成 78. 4.1	163,970				
平成 79. 4.1	162,490				
平成 80. 4.1	162,170				
平成 81. 4.1	162,170				
平成 82. 4.1	162,170				
平成 83. 4.1	162,170				
平成 84. 1	162,170				
平成 85. 1	162,170				
平成 86. 1	162,170				
平成 87. 1	162,170				
平成 88. 1	162,170				
平成 89. 1	162,170				
平成 90. 1	162,170				
令和 元. 10.1	148,900				
令和 2. 10.1	149,790				
令和 3. 4.1	148,570				
令和 4. 4.1	148,570				
令和 5. 10.1	154,670				
令和 6. 4.1	154,670				
令和 7. 4.1	154,670				

※1 ()は昭和61年4月1日との比較のために、昭和60年4月1日における標準3人世帯基準額を記載したものを。
 ※2 昭和62年4月1日以後の基準額は、1級地—1の基準額を記載した。

被保護人員数、保護率、被保護世帯数の年次推移

○直近の生活保護受給者数は約199万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
 ○直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。



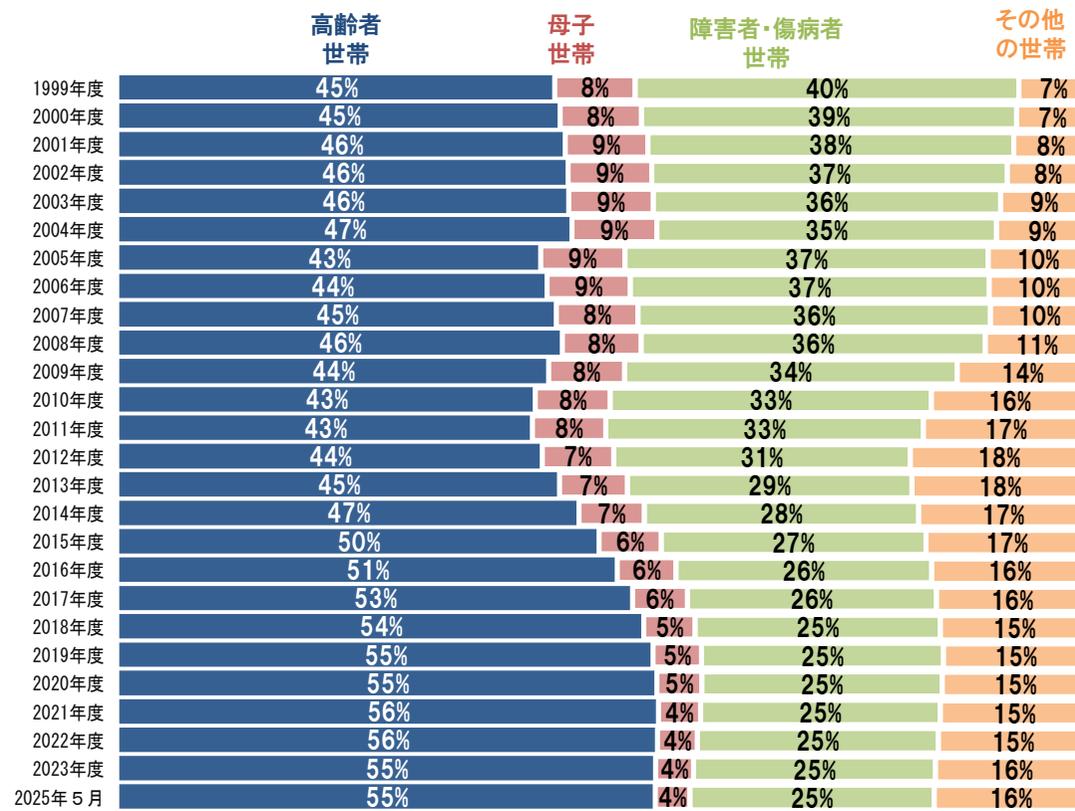
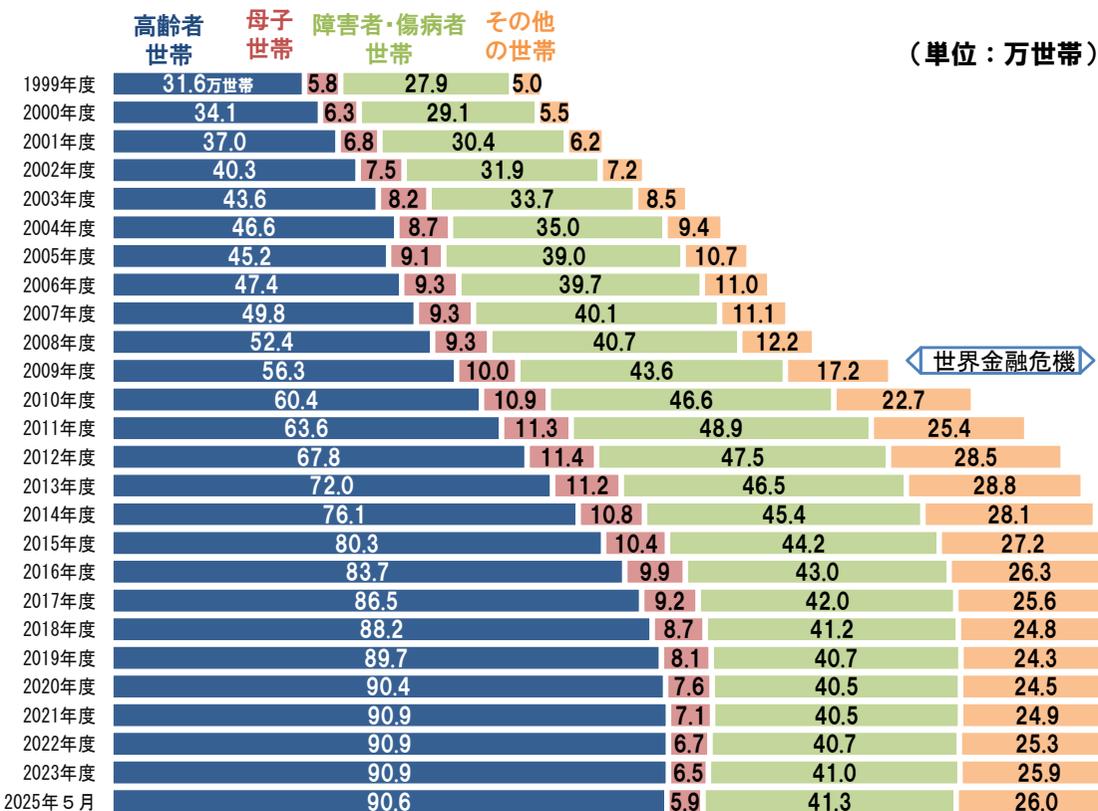
資料：被保護者調査（月次調査）（厚生労働省）（2011年度以前の数値は福祉行政報告例）※2024年度（令和6年度）以降は速報値。

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

- 「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、ほぼ横ばいとなっている。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移

■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の93.2%が単身世帯（2025年5月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

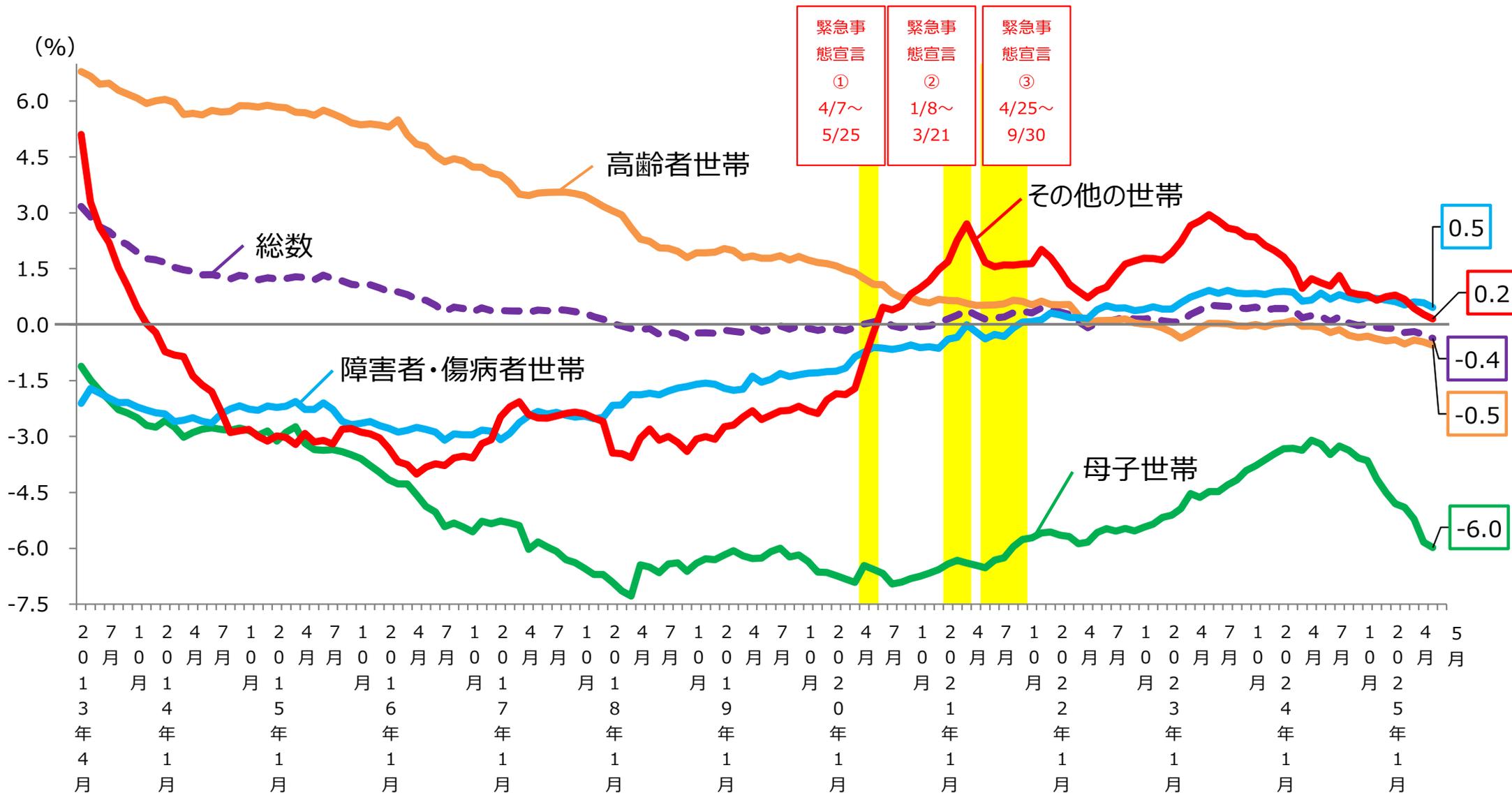
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2025年5月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の対前年同月伸び率は、低下傾向が続いている。
 ○一方で、「その他の世帯」の対前年同月伸び率は、近年上昇傾向にあり、コロナ禍を境としてプラスに転じている。



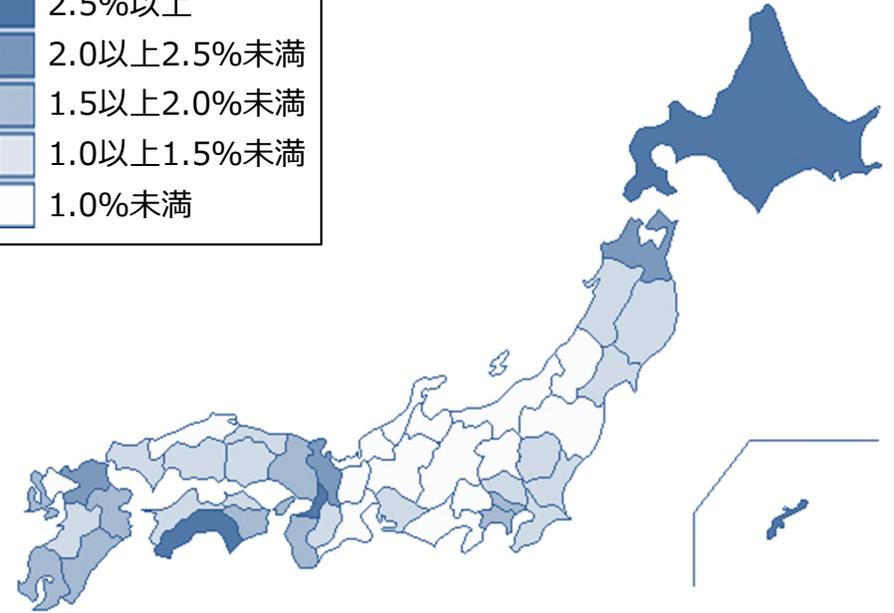
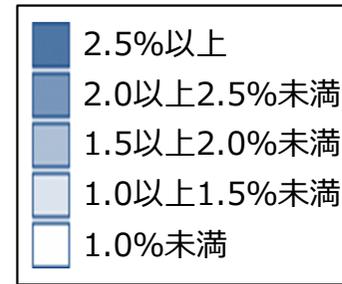
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2012年3月以前は福祉行政報告例）（2024年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

都道府県別保護率(令和7(2025)年5月時点)

1 大阪府	2.99% (3.38%)	26 鳥取県	1.19% (1.34%)
2 北海道	2.91% (3.14%)	27 岩手県	1.11% (1.09%)
3 沖縄県	2.70% (2.50%)	28 香川県	1.09% (1.14%)
4 高知県	2.52% (2.82%)	29 栃木県	1.05% (1.09%)
5 青森県	2.29% (2.32%)	30 愛知県	1.05% (1.06%)
6 福岡県	2.28% (2.57%)	31 山口県	1.04% (1.17%)
7 京都府	2.03% (2.36%)	32 茨城県	1.03% (0.91%)
8 長崎県	1.95% (2.22%)	33 福島県	1.00% (0.88%)
9 東京都	1.91% (2.18%)	34 新潟県	0.98% (0.92%)
10 鹿児島県	1.81% (1.95%)	35 静岡県	0.92% (0.83%)
11 兵庫県	1.80% (1.95%)	36 三重県	0.91% (0.95%)
12 徳島県	1.74% (1.90%)	37 佐賀県	0.90% (0.96%)
13 神奈川県	1.65% (1.73%)	38 山梨県	0.89% (0.83%)
14 大分県	1.64% (1.75%)	39 群馬県	0.84% (0.75%)
15 和歌山県	1.63% (1.59%)	40 島根県	0.81% (0.88%)
16 宮崎県	1.59% (1.66%)	41 滋賀県	0.80% (0.83%)
17 愛媛県	1.49% (1.60%)	42 山形県	0.75% (0.67%)
18 千葉県	1.44% (1.34%)	43 石川県	0.64% (0.66%)
19 広島県	1.41% (1.65%)	44 岐阜県	0.62% (0.59%)
20 宮城県	1.39% (1.21%)	45 福井県	0.57% (0.53%)
21 秋田県	1.39% (1.50%)	46 長野県	0.53% (0.55%)
22 熊本県	1.38% (1.51%)	47 富山県	0.44% (0.33%)
23 奈良県	1.38% (1.53%)		
24 埼玉県	1.34% (1.34%)		
25 岡山県	1.27% (1.37%)		

※ 括弧内は10年前(平成27(2015)年度)の保護率



全国保護率: 1.61% (1.70%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市(20市) 上位5市

1 大阪市	4.57% (5.47%)
2 札幌市	3.59% (3.82%)
3 堺市	2.98% (3.10%)
4 神戸市	2.74% (3.14%)
5 京都市	2.69% (3.13%)

中核市(62市) 上位5市

1 函館市	4.48% (4.75%)
2 那覇市	4.35% (3.83%)
3 尼崎市	3.62% (4.08%)
4 旭川市	3.57% (3.97%)
5 寝屋川市	3.31% -

指定都市(20市) 下位5市

16 岡山市	1.74% (1.91%)
17 新潟市	1.52% (1.47%)
18 静岡市	1.40% (1.26%)
19 さいたま市	1.38% (1.59%)
20 浜松市	0.93% (0.94%)

中核市(62市) 下位5市

58 豊橋市	0.75% (0.62%)
59 岡崎市	0.72% (0.53%)
60 松本市	0.70% -
61 富山市	0.68% (0.42%)
62 豊田市	0.55% (0.56%)

資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)をもとに作成
※ 令和7(2025)年5月分は速報値

生活保護ケースワーカー数等の状況

- 生活保護の実務を担うケースワーカーについては、平成23年から約4千人増、また、1人当たり担当世帯数は減少。
ケースワーカーの配置については、社会福祉法の標準数(※)を踏まえて必要な交付税措置を行うとともに、自治体に対する指導監査において必要な人員体制を確保するよう助言指導。
- ※ ケースワーカーの配置は、社会福祉法において市部80世帯に1人、郡部65世帯に1人を「標準」として定められている。

○ケースワーカーの配置状況

	①ケースワーカー数	②被保護世帯数	ケースワーカー1人当たり担当世帯数 (②/①)
平成23年4月	15,429人	1,462,186世帯	94.8世帯
令和6年4月	19,619人 (+4,190人)	1,647,853世帯 (+185,667世帯)	84.0世帯 (▲10.8世帯)

出典：①総務省「地方公共団体定員管理調査結果」、②厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

(注) 令和6年4月被保護世帯数は速報値。

平成23年4月被保護世帯数は厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)「福祉行政報告例」。

地方公共団体定員管理調査結果に基づく平成23年4月のケースワーカー数には、東日本大震災により一部未調査であった11市町村の数が含まれていないため、厳密にはこの数字よりも若干多い可能性がある。

(参考) 地方交付税算定上の基礎となる人口20万人(市部人口10万人)当たりケースワーカーの数

※括弧内は前年度からの増員数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
都道府県(郡部)	22人	22人	23人	23人	23人	24人	24人	24人	24人	24人	25人	25人	26人
※人口20万人当たり	(+3)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(+1)	(±0)	(+1)
市部	15人	16人	17人	17人	17人	18人							
※人口10万人当たり	(+2)	(+1)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(±0)	(+1)	(±0)	(±0)	(+1)

都道府県・指定都市別生活保護ケースワーカーの配置状況について（令和6年4月1日時点）

都道府県		①現員数/標準数	②ケースワーカー1人当たり 担当世帯数	
1	北海道	(郡部)	104.9%	63.9
		(市部)	96.0%	84.8
2	青森県	(郡部)	106.8%	63.1
		(市部)	96.1%	84.4
3	岩手県	(郡部)	118.2%	56.6
		(市部)	102.8%	81.1
4	宮城県	(郡部)	100.0%	68.8
		(市部)	108.5%	77.4
5	秋田県	(郡部)	136.4%	45.5
		(市部)	111.2%	76.2
6	山形県	(郡部)	138.5%	47.7
		(市部)	115.9%	70.9
7	福島県	(郡部)	108.3%	61.7
		(市部)	113.6%	72.8
8	茨城県	(郡部)	100.0%	68.7
		(市部)	101.1%	82.7
9	栃木県	(郡部)	100.0%	66.0
		(市部)	97.3%	84.2
10	群馬県	(郡部)	126.3%	54.8
		(市部)	104.2%	80.1
11	埼玉県	(郡部)	98.5%	67.0
		(市部)	97.3%	84.4
12	千葉県	(郡部)	107.7%	62.9
		(市部)	98.9%	82.8
13	東京都	(郡部)	111.8%	58.2
		(市部)	96.3%	84.2
14	神奈川県	(郡部)	97.8%	68.5
		(市部)	93.2%	87.2
15	新潟県	(郡部)	183.3%	30.4
		(市部)	122.1%	66.5
16	富山県	(郡部)	250.0%	28.0
		(市部)	121.7%	62.7
17	石川県	(郡部)	150.0%	46.2
		(市部)	112.7%	72.7
18	福井県	(郡部)	200.0%	21.3
		(市部)	122.0%	67.4
19	山梨県	(郡部)	85.7%	80.0
		(市部)	124.6%	66.0
20	長野県	(郡部)	213.3%	30.5
		(市部)	135.4%	60.3
21	岐阜県	(郡部)	121.4%	52.5
		(市部)	118.3%	68.7
22	静岡県	(郡部)	90.9%	74.6
		(市部)	109.4%	78.1
23	愛知県	(郡部)	100.0%	64.8
		(市部)	109.2%	76.5
24	三重県	(郡部)	113.3%	56.3
		(市部)	103.4%	78.0

都道府県		①現員数/標準数	②ケースワーカー1人当たり 担当世帯数	
25	滋賀県	(郡部)	100.0%	63.0
		(市部)	101.0%	81.8
26	京都府	(郡部)	106.7%	60.5
		(市部)	113.6%	75.1
27	大阪府	(郡部)	129.4%	52.3
		(市部)	75.4%	107.8
28	兵庫県	(郡部)	128.6%	50.7
		(市部)	89.6%	90.6
29	奈良県	(郡部)	102.8%	66.0
		(市部)	80.9%	101.9
30	和歌山県	(郡部)	117.4%	57.0
		(市部)	92.2%	90.1
31	鳥取県	(郡部)	250.0%	19.8
		(市部)	113.0%	65.9
32	島根県	(郡部)	-	-
		(市部)	132.8%	53.7
33	岡山県	(郡部)	166.7%	36.8
		(市部)	120.8%	67.5
34	広島県	(郡部)	-	-
		(市部)	122.4%	65.7
35	山口県	(郡部)	133.3%	42.0
		(市部)	115.0%	72.1
36	徳島県	(郡部)	111.5%	61.3
		(市部)	95.0%	87.7
37	香川県	(郡部)	116.7%	60.2
		(市部)	98.9%	82.2
38	愛媛県	(郡部)	126.7%	51.1
		(市部)	103.6%	78.1
39	高知県	(郡部)	116.7%	53.6
		(市部)	91.8%	90.4
40	福岡県	(郡部)	100.5%	65.2
		(市部)	98.6%	84.5
41	佐賀県	(郡部)	110.0%	62.0
		(市部)	95.6%	84.9
42	長崎県	(郡部)	140.0%	49.0
		(市部)	100.4%	81.6
43	熊本県	(郡部)	121.4%	53.9
		(市部)	130.9%	62.3
44	大分県	(郡部)	116.7%	58.7
		(市部)	91.3%	89.2
45	宮崎県	(郡部)	123.8%	54.1
		(市部)	106.7%	77.6
46	鹿児島県	(郡部)	124.2%	54.3
		(市部)	97.3%	83.1
47	沖縄県	(郡部)	70.1%	93.1
		(市部)	65.6%	123.8

指定都市(別掲)	①現員数/標準数	②ケースワーカー1人当たり 担当世帯数	
48	札幌市	92.4%	87.2
49	仙台市	98.4%	82.2
50	さいたま市	102.1%	80.8
51	千葉市	93.1%	87.3
52	横浜市	93.5%	86.7
53	川崎市	103.5%	78.9
54	相模原市	95.7%	85.0
55	新潟市	104.3%	79.4
56	静岡市	95.9%	83.8
57	浜松市	102.8%	81.1
58	名古屋市	80.6%	101.1
59	京都市	96.7%	84.2
60	大阪市	70.9%	113.9
61	堺市	75.0%	107.8
62	神戸市	86.3%	93.9
63	岡山市	90.1%	90.8
64	広島市	90.6%	89.9
65	北九州市	111.2%	73.1
66	福岡市	79.4%	101.7
67	熊本市	91.2%	89.3

【参考】
 ケースワーカー標準配置数
 ○郡部福祉事務所 1:65
 ○市部・指定都市福祉事務所 1:80
 (社会福祉法第16条)

(出典)令和6年度生活保護法施行事務監査資料より算出

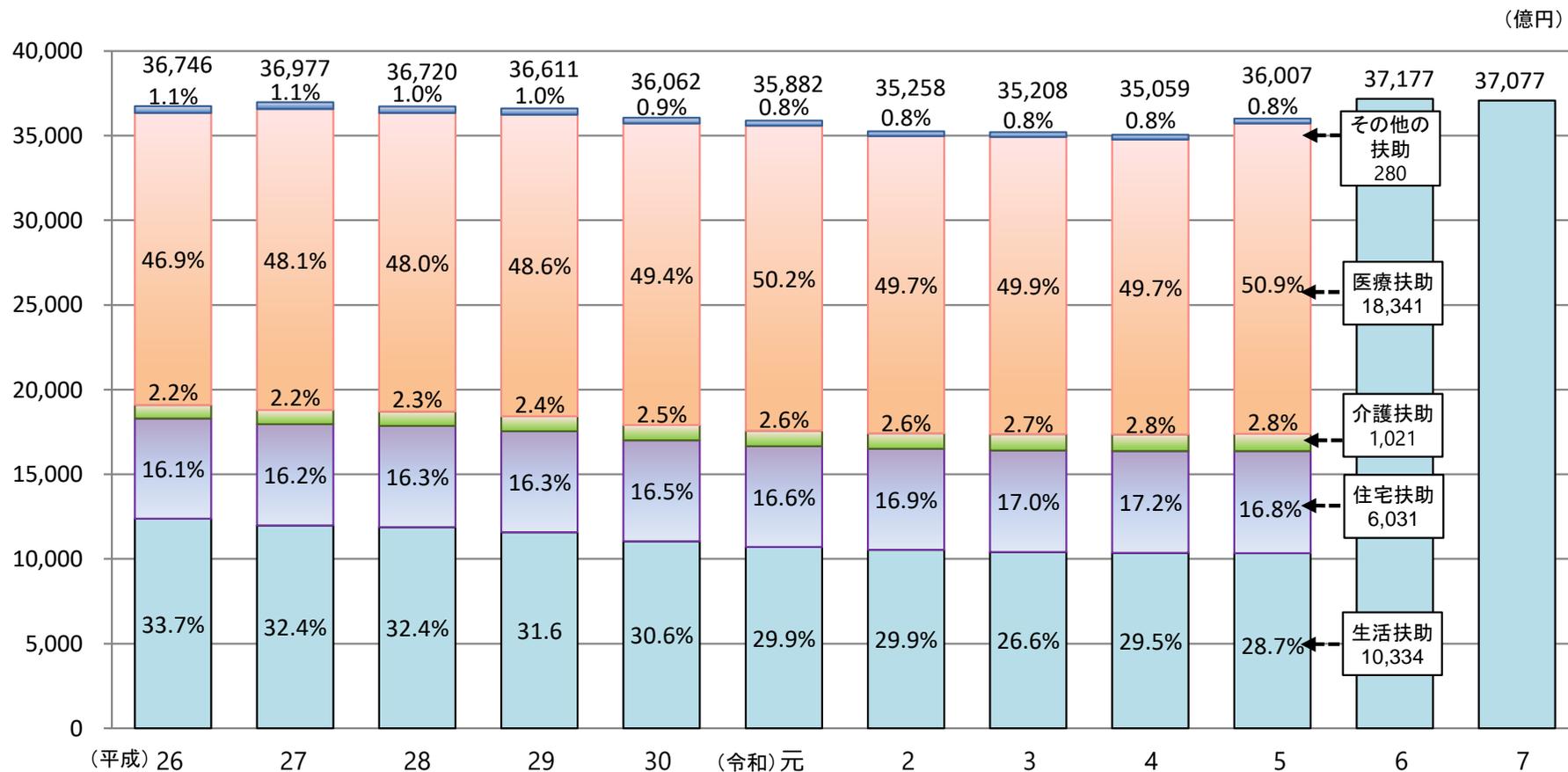
(注1)①については、ケースワーカー標準数(郡部・市部別)に対してケースワーカー現員数(郡部・市部別)の割合で算出。
 ケースワーカー標準数は、被保護世帯数(郡部・市部別)を基に郡部は65、市部は80で除して算出。

(注2)②については、被保護世帯数を、ケースワーカー現員数で郡部・市部別に除して算出。

(注3)町村が福祉事務所を設置している場合は、市部に計上。島根県と広島県は、郡部の福祉事務所が存在しない。

生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

- 生活保護費負担金（事業費ベース）は約3.7兆円（令和7年度当初予算）。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和5年度までは実績額（5年度は暫定値）、令和6年度は補正後予算、令和7年度は当初予算
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4